

中小企業の活性化に関する条例の制定に伴う意見募集を行います

川崎の中小企業は、事業所数の99.6%、従業者数の76.9%など市内の大半を占め、地域社会に欠かせない存在であるとともに、新たなサービスの創造や新事業創出など地域の雇用創出、地域経済の発展にも大きく貢献しています。

本市において、こうした中小企業に対する基本姿勢を明確に定め、行政、事業者、市民の協力関係の中で、地域経済の発展を目指していくため、中小企業の活性化に関する条例の制定に向けた検討を行ってまいりました。

このたび、基本となる考え方がまとまりましたので、次のとおり市民の皆様からの御意見を募集いたします。

1 意見を募集する事案

中小企業の活性化に関する条例制定の基本的な考え方

2 意見の募集期間

平成 27 年 9 月 10 日（木）から平成 27 年 10 月 9 日（金）まで

※郵送の場合、10 月 9 日必着とします。

※持参の場合、土日祝日を除く 8 時 30 分から 12 時、13 時から 17 時 15 分の時間帯でお持ちください。

3 資料の閲覧場所

- (1) 川崎市役所第 3 庁舎 2 階（かわさき情報プラザ）
- (2) 各区役所（市政資料コーナー）
- (3) 川崎市ホームページ「意見公募（パブリックコメント）」

4 意見の提出方法

電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参のいずれかによる提出

※意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（法人または団体の場合は名称及び代表者の氏名）」、「連絡先（電話番号、FAX 番号、住所及びメールアドレス）」を明記してください。

5 閲覧資料

（仮称）川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例（案）の概要

6 問い合わせ先・意見提出先

川崎市経済労働局産業政策部企画課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階

電話：044-200-2332、FAX：044-200-3920

連絡先

川崎市経済労働局産業政策部企画課

（電話）044-200-2332